

一般社団法人西日本プラスチック製品工業協会 業務委受託約款

本約款は、一般社団法人西日本プラスチック製品工業協会（以下「協会」という）が委託者から測定・分析・試験または調査業務（以下「業務」という）を受託し業務を遂行するに際しての、委託者と協会との間の基本的な合意事項を定めるものである。但し、書面により別段の合意をした場合は、当該合意が本約款に優先するものとする。

第1条(業務受託の範囲)

協会は、見積書に記載した範囲において、業務を遂行する。

第2条(委託料)

委託料は、見積書に記載した見積合計金額(消費税別途)とする。

第3条(個別契約の成立)

1 委託者が協会に業務を委託するときは、見積書に基づき申請書を作成し、委託者の記名押印のうえ、これを協会に交付する。なお、委託者からの書面の交付方法は、郵便・宅配便・FAX等その如何を問わない。

2 委託者と協会間の個別の委託契約(以下「個別契約」という)は、前項の申請書が協会に交付され、協会がこれを承諾したときに成立する。

第4条(支払い方法)

委託料の支払方法は、以下の通りとする。

①支払条件:協会による業務遂行の結果報告と同時に又はその後に協会が送付する請求書記載の期日までに支払う。

②支払方法:協会指定の銀行口座宛に振り込む。なお、振込手数料は委託者の負担とする。

第5条(秘密保持の義務)

1 協会は、委託者から書面により開示・提供された、技術情報・資料及び業務の結果並びにその他業務の遂行にあたって知った委託者の営業上・技術上の情報(以下「秘密情報」という)に関して、委託者の書面による事前の同意なしに、これらを第三者に開示又は漏洩せず、また、業務遂行以外の目的には使用しないものとする。但し、以下の情報についてはこの限りでない。

①委託者から開示を受けた際、すでに協会が知っていた情報。

②協会の知得時に公知であるか、知得後、協会の責めに帰せられない事由により公知となった情報。

③協会が正当な権限を有する第三者から入手した情報。

④委託者から開示を受けた際、既に自ら保有していたことを立証しうるもの。

⑤協会が独自に開発したことを立証しうるもの。

2 前号の規定にかかわらず、協会が業務の全部又は一部を第三者に再委託するときには、協会は秘密情報を当該再委託先に開示できる。但し、協会は当該再委託先に対して、協会が前号の規定に基づき負うべき義務と同様の義務を負わせるものとする。

3 委託者は、協会から口頭もしくは書面により開示・提供された協会の秘密情報について、協会の文面による事前同意なしに、これを第三者に開示又は漏洩しないものとする。但し、委託者においても協会と同様に、第5条第1項但し書①②又は③に該当する情報はこの限りでない。

第6条(業務の遂行)

1 協会は事前に委託者の承認を得たうえで、公的に設定された方法、見積書もしくは実施計画書に記載した方法、委託者に指示された方法又は協会が有する科学的知見に基づき最適と考える方法により、信義に基づき誠実に業務を遂行するものとする。

2 委託者の要望により再度業務を実施する場合、委託者は、その委託料を別途協会に支払うものとする。

第7条(報告)

1 協会は、個別契約で定められた期日までに業務の結果を委託者に報告する。ただし、業務の内容に起因して、個別契約で定められた期日までに業務の結果を報告することができないことが判明した場合には、協会はその旨委託者に通知し、委託者と協議のうえ、新たな期日を設定することができる。

2 委託者は、協会からの業務の結果を受領後速やかに業務結果について検収する。

第8条(試料・情報等の提供)

1 委託者は、業務遂行に必要な試料・機材・情報等(以下「試料等」という)を協会に無償で提供するが、協会が所定の受入基準を逸脱すると判断した試料等については、その受領を拒否することができる。

2 業務に使用する試料等の採取や輸送等にかかる全ての費用は、委託者が負担するものとする。

3 委託者は、協会による業務実施前に試料等の取扱い又は採取作業に関する安全衛生上の注意事項を協会に提示しなければならない。

4 委託者から試料等の特別な取扱いや保存条件その他の試料等の取扱い又は採取作業に関する安全衛生上の注意事項等の提示がなく、これを原因として事故が発生した場合は、その責は全て委託者が負うものとする。

5 試料等の提供が約束の期日に遅れる場合は、委託者は速やかにその旨を協会に連絡しなければならない。この場合、委託者と協会は協議の上、新たに報告期日等の取引条件を設定する。

第9条(業務終了後の対応)

協会は、業務終了後速やかに返却可能な試料等を、委託者の指示に従い、委託者に返還または廃棄する。なお、返還及び廃棄に要する費用は、委託者の負担とする。但し、委託者と協会の間で合意が得られた場合は、試料等の全部又は一部を協会が継続して保管できるものとする。

第10条(業務の実施責任)

協会が実施した業務が委託者から交付を受けた申請書に反していたときは、協会は委託者と協議の上、以下①②いずれかの対処をする。

①協会の費用負担のもとに業務をやり直す。

②当該個別契約における委託料の額を上限として委託者が被った損害を賠償する。

第11条(結果の利用等)

1 委託者が、業務の結果を利用することにより発生した損害については、協会は一切の責任を負わない。

2 協会は、本業務の結果が、知的財産権に抵触しないことを保証するものではない。

第12条(契約の解約)

1 委託者及び協会は、やむを得ない事情により個別契約の遂行が困難な事態に陥った場合、委託者と協会の間で協議・同意の上、個別契約を変更又は解約することができる。

2 業務の解約に際しては、それまでに要した費用を委託者が協会に支払うものとする。

第13条(天災等の不可抗力)

天災地変等の不可抗力により業務の遂行が困難になった場合は、委託者と協会の間で協議の上、その措置を決定するものとする。

第14条(協議事項)

本約款に定めのない事項及び本約款各条項の解釈に疑義が生じた場合には、委託者と協会の間で誠実に協議の上、これを解決するものとする。

第15条(有効期間)

本約款の有効期間は、個別契約成立の日から、第7条における業務の結果の報告または納入後、委託者による検収終了日までとする。なお、第10条の規定は委託者による検収終了日から1年間、第5条の規定は本約款の有効期間終了後5年間、第11条の規定は本約款の有効期間終了後も有効に存続する。

以上
(2019.10.1 制定)